

平成25年1月25日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 監査委員公告

○監査の結果に基づき講じた措置の公表 3件…………… 1

## 監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成25年1月25日

秋田県監査委員 小 田 美恵子  
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
財—————331  
平成24年12月3日

秋田県監査委員 小 田 美恵子  
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成24年10月30日付け監委-450で通知のあったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	人事課	監査年月日	平成24年10月18日
<p>(指摘事項) 恩給の返納金に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が3,400,667円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 過年度未収金については、平成27年3月25日までに完済する分割納付計画に基づき毎月滞ることなく返済されておりましたが、本人より一括返済の申出があり、平成24年10月23日に残額3,280,667円を全額回収しております。</p>			
監査課所名	税務課	監査年月日	平成24年10月18日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,023,765,798円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところであり、平成24年10月末現在の過年度及び23年度の未収金合計額は、前年同期に比べ3.5%、82,652,375円減の2,279,198,719円となっております。</p> <p>今後とも未収金発生の防止のため、コンビニ納税や口座振替納税制度を積極的に広報することにより納期内納税を促進し、休日・夜間納税窓口の開設により納税者の利便性の向上を図ってまいります。</p>			

また、個人県民税の未収金発生防止のため、今後も市町村と協力して給与支払者の特別徴収を推進してまいります。

過年度及び23年度の未収金につきましては、個人県民税が73.1%を占めていることから、徴収困難事案等について、引き続き秋田県地方税滞納整理機構への引継ぎの促進を図ってまいります。

個人県民税以外の県税等につきましては、今後も滞納整理の徹底に努め、的確かつ厳正な処分を執行すること等により未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名	広報広聴課イメージアップ戦略推進室	監査年月日	平成24年10月18日
<p>(指摘事項)</p> <p>物品購入において、支出科目を需用費とすべきものを、備品購入費としているものがあるので、今後は適切な処理をすること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>物品の購入にあたっては、契約金額の確認及び納入時の検査確認を徹底し、適正な支出科目での執行に努めてまいります。</p>			
監査課所名	地域活力創造課	監査年月日	平成24年10月10日
<p>(指摘事項)</p> <p>全額概算払いをした業務委託において、減額の変更契約に伴い過払いとなった額の返納を命じているが、返納されないままになっているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>当該返納未収事案について、平成24年9月20日付けで秋田地方裁判所より、破産手続開始通知がありました。あわせて、平成24年12月17日に財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会が開催されるため、当課職員が出席する予定です。</p> <p>破産手続開始により、債権の届出を行う予定です。</p> <p>人件費を含む業務委託については、同様のトラブルを防止する観点から、平成24年11月1日以降に締結する契約に関し、一度に全額を概算払いするのではなく、一部を精算払いにする等の改善を行っております。</p>			
監査課所名	スポーツ振興課	監査年月日	平成24年10月10日
<p>(指摘事項)</p> <p>物品購入において、支出科目を需用費とすべきものを、備品購入費としているものがあるので、今後は適切な処理をすること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>今後は、このようなことが起こらないよう物品集中調達時の落札金額の確認及び納入時の検査確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成24年10月16日
<p>(指摘事項)</p> <p>生活保護返還金等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が38,487,525円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成23年度に新たに発生した未収金4,020,180円については、納入義務者への家庭訪問及び文書による督促や電話等による働きかけを行い、平成24年10月末までに280,643円を回収しております。また、過年度未収金38,487,525円については、平成24年10月末までに523,742円を回収しております。</p> <p>今後とも納入義務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成24年10月16日

## (指摘事項)

児童保護費負担金等の未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部は回収されているものの、残額が33,829,458円と多額であり、その回収に一層努めること。

## (措置状況)

平成23年度に新たに発生した未収金1,274,000円については、文書による督促や電話等による働きかけを行い、平成24年10月末までに431,400円を回収しております。また、過年度未収金33,829,458円については、平成24年10月末までに2,332,761円を回収しております。

今後とも納入義務者への文書による督促や電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名

子育て支援課

監査年月日

平成24年10月16日

## (指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が131,181,107円と多額であり、その回収に一層努めること。

## (措置状況)

平成23年度に新たに発生した未収金21,414,354円については、平成24年10月末までに一部納付を含め1,841,906円を回収しております。また、過年度未収金131,181,107円については、平成24年10月末までに3,794,126円を回収しております。

今後とも、未収金の発生を防止するため、貸付時から償還意識の向上を働きかけるほか、滞納初期における家庭訪問・納入指導の実施に努めてまいります。

また、未納者に対しては、督促状の発出、文書による催告や、担当職員、母子自立支援員及び貸付償還指導員による家庭訪問、電話催告のほか、債権回収強化月間を設けて、滞納が長期に及んでいる世帯を中心に重点的訪問指導を行い、未収金の回収に取り組むとともに、債権整理を進めてまいります。

## (指摘事項)

物品購入において、支出科目を需用費とすべきものを、備品購入費としているものがあるので、今後は適切な処理をすること。

## (措置状況)

物品購入において、発注時の支出科目を備品購入費とした場合でも、契約金額(単価)が3万円未満となった場合は、一般需用費から支出する必要があるため、今後は、契約金額の確認を徹底し、適正な支出科目から執行するよう努めてまいります。

監査課所名

健康推進課

監査年月日

平成24年10月16日

## (指摘事項)

未熟児等養育措置費に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

## (措置状況)

平成23年度に新たに発生した未収金80,680円については、平成24年10月末までに、13,139円を回収しております。

今後とも、関係する地方公所への指導を行い、未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。

監査課所名

医務薬事課

監査年月日

平成24年10月16日

## (指摘事項)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が79,377,523円と多額であり、その回収に一層努めること。

## (措置状況)

平成23年度に発生した未収金711,500円については、債務者へ文書による督促や電話等による働きかけを行い、平成24年10月末までに289,500円を回収しております。また、過年度未収金79,377,523円については、平成

24年10月末までに605,090円を回収しております。

今後とも債務者への電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

(指摘事項)

行政財産目的外使用許可について、許可手続きをしないまま使用させているものがあるので、今後は適切な処理をすること。

(措置状況)

行政財産目的外使用許可については、秋田県財務規則及び秋田県行政財産使用料徴収条例を遵守し適切な処理に努めてまいります。

監査課所名	県民文化推進課消費生活室	監査年月日	平成24年10月9日
<p>(指摘事項)</p> <p>物品購入において、支出科目を需用費とすべきものを、備品購入費としているものがあるので、今後は適切な処理をすること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>今後は物品の集中調達に係る落札価格の確認及び納入時の検査確認を徹底するとともに、契約額から備品に該当しないことが判明した場合は、当該物品を備品台帳から削除するなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成24年10月9日
<p>(指摘事項)</p> <p>能代市の産廃処理場に係る行政代執行費用に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、残額が3,020,256,971円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する維持管理対策を効率的に実施し、新たに発生する行政代執行費用の縮減を図ってまいります。また、過年度の未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	農林政策課	監査年月日	平成24年10月11日
<p>(指摘事項)</p> <p>交通事故による損害賠償金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>交通事故損害賠償金に係る未収金につきましては、平成24年4月20日付けで分割納入誓約書の提出を受け、25,018円を分割納付により回収しており、残額についても分割納付による回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	農林政策課団体指導室	監査年月日	平成24年10月11日
<p>(指摘事項)</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が68,584,018円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>新たに発生した林業・木材産業改善資金の未収金1,995,000円については、現在、債務者が破産手続開始決定を受けているため、この状況を見据えた上で、適切に回収に努めます。</p> <p>今後は、新たな未収金発生防止のため、返済が滞るなどした場合には、債務者に対して文書または面談等により督促を実施し、必要に応じて連帯保証人に対しても請求するなどして、早期回収に努めます。</p> <p>林業・木材産業改善資金等に係る過年度未収金68,584,018円につきましては、一部納付を含め、平成24年10</p>			

月末までに515,000円を回収しております。

今後とも、債務者に対して文書または面談等により返済催告を実施するほか、必要に応じて連帯保証人に対しても催告を実施し、一層の回収に努めます。

監査課所名	流通販売課	監査年月日	平成24年10月11日
<p>(指摘事項)</p> <p>秋田市中央卸売市場転換申請手数料について、収入科目を手数料とすべきものを、雑入としているので、今後は適切な処理をすること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>今後は科目誤りが生じないように十分留意し、適切な事務処理に努めます。</p>			
監査課所名	農地整備課	監査年月日	平成24年10月11日
<p>(指摘事項)</p> <p>工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>工事請負の契約解除に伴う前払金返還利息の未収金については、債務者の破産手続きの結果、本債権に対しては無配当となり、法人の清算が終了しましたので、未収金15,846円全額を平成24年度内に不納欠損処分する予定であります。</p>			
監査課所名	産業政策課	監査年月日	平成24年10月17日
<p>(指摘事項)</p> <p>中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,754,597,583円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成23年度に新たに発生した未収金78,387,878円については、一部納付を含め、平成24年10月末までに2,657,878円を回収しております。</p> <p>債務者については、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で、適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより今後の発生防止に努めるとともに、新たな未収金については、債務者や連帯保証人に対して継続的な訪問督促を行い、早期回収に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金2,754,597,583円については、一部納付を含め、平成24年10月末までに41,740,486円を回収しております。</p> <p>今後とも債務者及び連帯保証人に対しては、継続的な訪問督促をより多く行い、会話の中で生活、業況等の状況把握をしながら、的確に償還を促していくことに努めてまいります。</p> <p>特に、前年度に償還のなかった債務者、債務超過等の背景から金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収にも取り組んでおり、引き続き定期的な回収を進めてまいります。</p> <p>また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務の確認を行うとともに、当面の償還計画を立てさせることなどで、償還意識を持たせながら少しでも回収できるよう継続的な分納を指導してまいります。さらに、担保の保全強化として、連帯保証人の追加や担保物件の追加の交渉を行うほか、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。</p>			
監査課所名	産業集積課	監査年月日	平成24年10月17日
<p>(指摘事項)</p> <p>工業団地開発事業の財産貸付収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が14,195,960円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p>			

工業団地開発事業の財産貸付収入に係る、新たに発生している未収金661,208円については、毎月業況を確認しながら回収に努めており、平成24年10月末までに100,000円を回収しており、残額は561,208円となっております。

引き続き納付交渉をしながら回収及び今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金14,195,960円については、未収金が発生している2者のうち1者は、平成24年4月に契約保証金との相殺により全額の9,995,716円を回収しております。残る1者の未収金4,200,244円については、平成24年7月に契約保証金との相殺により2,873,998円を回収しております。これ以外にも毎月、業況を確認しながら平成24年10月末までに150,000円を回収、合計3,023,998円を回収しており、残額は1,176,246円となっております。

今後更に企業訪問による面談等を行って回収に一層努めてまいります。

監査課所名 観光課

監査年月日

平成24年10月17日

(指摘事項)

物品購入において、支出科目を需用費とすべきものを、備品購入費としているものがあるので、今後は適切な処理をすること。

(措置状況)

物品の購入にあたっては、契約金額の確認及び納入時の検査確認を徹底し、適正な支出科目で処理するよう努めてまいります。

監査課所名 下水道課

監査年月日

平成24年10月15日

(指摘事項)

十和田湖公共下水道使用料に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成23年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、2件49,451円となっておりますが、これまで未納者に対し訪問等による督促を行った結果、未収金の一部21,902円を回収しており、平成24年10月末現在の未収金は、2件27,549円となっております。

今後も引き続き、未納者に対して文書及び訪問による督促及び下水道事業の説明等を行い、未収金の回収と今後の発生防止に努めてまいります。

監査課所名 道路課

監査年月日

平成24年10月15日

(指摘事項)

工事前払金返還利息に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

工事前払金返還利息に係る未収金121,562円については、電話、文書による督促等を実施しているものの未だ全額の回収に至っておりません。引き続き、電話、文書等による督促などを実施し回収に努めてまいります。

監査課所名 港湾空港課

監査年月日

平成24年10月15日

(指摘事項)

港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が17,641,500円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

行政代執行費用の過年度未収金については、債務者の所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っており、今後も継続して債権の回収に努めてまいります。

港湾使用料の過年度未収金については、分割納付により平成24年10月末までに3,000円が納付され、未収金額は1,353,000円となっております。また、債務者の所有する不動産に対し、参加差押処分を行っております。

今後も訪問等による督促を行い、債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成24年10月15日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県営住宅使用料等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が41,872,740円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金1,421,900円については、平成24年10月末までに362,600円を回収しております。今後も、引き続き督促を励行し、債権の回収に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話・文書・訪問・呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>入居中滞納者の過年度未収金については、納付について個別に面談した結果、平成24年度は10月末までに4名と公正証書を作成しております。また、それ以外の滞納者については、生活保護等の格段の事情がある者を除き、分割により弁済する誓約書を提出させております。今後は、公正証書や誓約書に基づき債権の回収に努めてまいります。</p> <p>また、退去滞納者の過年度未収金については、1名と公正証書を作成したほか、債務名義を取得済みの2名に対し強制執行を申し立てており、取得していない2名に対しては、支払督促を申し立て、分割による和解等の判決に基づく返済を予定しております。</p> <p>なお、過年度未収金41,872,740円については、平成24年10月末までに2,698,719円を回収しております。</p> <p>今後も、弁済計画に遅れが生じないように督促を励行するとともに、滞納原因に応じた措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	財産活用課	監査年月日	平成24年10月18日
<p>(指摘事項)</p> <p>土地貸付収入等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、土地貸付収入等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,272,638円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成23年度に新たに発生した土地貸付料の未収金及び延滞金707,774円については、平成24年11月7日までに20,000円を回収しました。また、平成23年度から繰越調定した土地貸付料の未収金及び延滞金1,272,638円については、平成24年11月7日までに、130,000円を回収しました。これらについては、定期的な電話連絡による状況確認または毎月の臨戸による分割徴収に努めておりますが、今後とも全額納入されるよう債権回収についてさらに努力してまいります。</p> <p>平成23年度に新たに発生した県庁舎入居団体費用収入の未収金27,362円については、平成24年9月20日から破産手続きが開始されており、今後は破産管財人が財産を調査・管理し分配するため、破産管財人と連絡を取り状況の把握に努めてまいります。</p>			
<p>※ 以下、北秋田地域振興局（県税部）から雄勝地域振興局（総務企画部県税課）までの8地域振興局の県税に係る指摘事項に対しては、県税に係る課税徴税事務が、平成24年度に各地域振興局から総合県税事務所に移管されたため、措置状況は総合県税事務所が措置した内容1件となります。</p>			
監査課所名	北秋田地域振興局（県税部）	監査年月日	平成24年9月6日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が139,962,096円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところではありますが、平成24年10月末現在の過年度（平成22年度以前）及び平成23年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、3.5%、82,652,375円減の</p>			

2,279,198,719円となっております。

今後とも未収金発生の防止のため、納期内納税の勧奨や、コンビニ納税及び口座振替納税制度を積極的に広報することにより自主納税を促進してまいります。

また、個人県民税につきましては、市町村と協力し給与支払者の特別徴収を推進し、滞納の未然防止に努めてまいります。

過年度の未収金につきましては、個人県民税が73.1%を占めていることから、徴収困難事案等については、秋田県地方税滞納整理機構への引継が速やかに行われるよう市町村を指導していくとともに、共同催告や合同滞納整理など市町村と協力した滞納整理に努めてまいります。

個人県民税以外の県税等につきましては、滞納発生後の早期着手を徹底するとともに、債権差押、タイヤロックなど滞納の状況に応じた厳格かつ適正な滞納整理を行うことにより、未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（県税部）	監査年月日	平成24年9月6日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が989,776,278円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>北秋田地域振興局（県税部）記載のとおり。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（県税部）	監査年月日	平成24年9月6日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が120,719,581円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>北秋田地域振興局（県税部）記載のとおり。</p>			
監査課所名	鹿角地域振興局（総務企画部県税課）	監査年月日	平成24年8月21日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が52,644,689円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>北秋田地域振興局（県税部）記載のとおり。</p>			
監査課所名	山本地域振興局（総務企画部県税課）	監査年月日	平成24年8月29日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が180,551,847円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>北秋田地域振興局（県税部）記載のとおり。</p>			
監査課所名	由利地域振興局（総務企画部県税課）	監査年月日	平成24年8月30日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が251,056,398円と多額であり、その回収に一層努めること。</p>			

(措置状況) 北秋田地域振興局(県税部)記載のとおり。			
監査課所名	仙北地域振興局(総務企画部県税課)	監査年月日	平成24年8月29日
(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が216,321,303円と多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況) 北秋田地域振興局(県税部)記載のとおり。			
監査課所名	雄勝地域振興局(総務企画部県税課)	監査年月日	平成24年8月30日
(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が72,733,606円と多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況) 北秋田地域振興局(県税部)記載のとおり。			
監査課所名	鹿角地域振興局(農林部)	監査年月日	平成24年8月21日
(指摘事項) 物品購入において、支出科目を需用費とすべきものを、備品購入費としているものがあるため、今後は適切な処理をすること。			
(措置状況) 今後は、このようなことが起こらないよう物品集中調達時の落札金額の確認及び納入時の検査確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。			
監査課所名	鹿角地域振興局(建設部)	監査年月日	平成24年8月21日
(指摘事項) 下水道事業使用料に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況) 平成23年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、2件49,451円となっておりますが、これまで未納者に対し訪問等による督促を行った結果、未収金の一部21,902円を回収しており、平成24年10月末現在の未収金は、2件27,549円となっております。 今後も引き続き、未納者に対して文書及び訪問による督促及び下水道事業の説明等を行い、未収金の回収と今後の発生防止に努めてまいります。			
監査課所名	北秋田地域振興局(大館福祉環境部)	監査年月日	平成24年8月22日
(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が12,473,512円と多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況) 平成23年度に新たに発生した未収金2,821,646円については、平成24年10月末までに、一部納付を含め、799,450円を回収しております。 今後とも、電話や面談等により生活状況を把握し、経済的自立支援と一体化した納入指導を行うとともに、貸付決定時の面接及び償還開始の連絡を行い、未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。 また、過年度未収金12,473,512円については、平成24年10月末までに、一部納付を含め979,558円を回収して			

おります。

今後とも、未納者に対する定期的な電話催告や面談指導等の働きかけを行うとともに、経済的自立支援と一体化した納入指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名

北秋田地域振興局（建設部）

監査年月日

平成24年8月22日

（指摘事項）

県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,018,005円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金198,900円については、平成24年10月末までに18,000円を回収しております。今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話・文書・訪問・呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

県営住宅使用料に係る過年度未収金995,200円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成24年10月末までに91,000円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

工事前払金返還利息に係る過年度未収金22,805円については、電話、文書等による督促等を実施しているものの未だ全額の回収には至っておりません。引き続き、電話、文書等による督促などを実施し回収に努めてまいります。

監査課所名

山本地域振興局（福祉環境部）

監査年月日

平成24年8月29日

（指摘事項）

生活保護費返還金等に係る未収金が、新たに発生しているもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が12,154,829円と多額に上っており、その回収に努めること。

（措置状況）

平成23年度に新たに発生した未収金4,222,015円については、平成24年10月末までに一部納付を含めて165,000円を回収しております。また、過年度未収金12,154,829円については、平成24年10月末までに一部納付を含めて278,042円を回収しております。

未収金については、今後も書面や電話、自宅訪問等を行いながら、早期回収及び発生防止に努めてまいります。

監査課所名

山本地域振興局（農林部）

監査年月日

平成24年8月29日

（指摘事項）

工事請負契約において、低入札価格調査制度に定める調査を行わないまま契約の相手方を決定しているものがあるので、再発防止策を講じ、今後は適切な処理をすること。

（措置状況）

入札事務に当たっては、入札執行者を中心に細心の注意を払って執行するよう徹底するとともに、経理や契約担当の全職員に対し、入札システムの理解と間違いのない運用について注意を喚起しました。また、地方入札審査会の資格審査においては、工事別発注概要書を参考資料として添付し、低入札価格調査制度適用の有無を確認できることとしました。

また、建設部技術管理課主催の積算研修会を受講し、積算・入札事務ミスの防止対策を図りました。

監査課所名

山本地域振興局（建設部）

監査年月日

平成24年8月29日

（指摘事項）

県営住宅使用料等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,460,350円と多額で

あり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

県営住宅使用料に係る過年度未収金2,278,600円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成24年10月末までに246,000円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

工事請負契約解除に伴う違約金に係る過年度未収金181,750円については、電話、文書による督促等を実施しているものの未だ全額の回収に至っておりません。引き続き、電話、文書等による督促などを実施し回収に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成24年9月6日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、母子寡婦福祉資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が38,619,462円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成23年度に新たに発生した未収金7,538,203円については、平成24年10月末までに一部納付を含め259,322円回収しております。今後は、定期的な償還指導を徹底し、未収金の発生防止とその回収に努めます。

また、過年度未収金38,619,462円については、平成24年10月末までに一部納付を含め932,411円回収しております。今後とも未収金の早期回収に一層努めます。

監査課所名	秋田地域振興局（農林部）	監査年月日	平成24年9月6日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

交通事故示談金及び工事前払金返還利息に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

交通事故示談金に係る未収金につきましては、平成24年4月20日付けで分割納入誓約書の提出を受け、25,018円を分割納付により回収しており、残額についても分割納付による回収に努めてまいります。

工事請負の契約解除に伴う前払金返還利息の未収金につきましては、債務者の破産手続きの結果、本債権に対しては無配当となり、法人の清算が終了したため、未収金15,846円全額を平成24年度内に不納欠損処分する予定であります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成24年9月6日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が38,103,097円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金1,099,200円については、平成24年10月末までに316,800円を回収しております。今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話・文書・訪問・呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

県営住宅使用料に係る過年度未収金については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成24年10月末までに2,054,300円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	由利地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成24年8月30日
-------	----------------	-------	------------

<p>(指摘事項) 未熟児養育医療費自己負担金に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況) 未熟児養育医療費自己負担金に係る未収金については、平成24年6月29日に回収済みとなっております。今後、未収金が発生することのないよう防止に努めてまいります。</p>			
監査課所名	仙北地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成24年8月29日
<p>(指摘事項) 行政財産の貸付に係る使用料の徴収について、平成23年度に調定すべきものを、会計事務処理の遅延により翌年度に行っており、収入すべき年度を誤っているものがあるため、今後は適切に処理をすること。</p> <p>(措置状況) 今後は、班長及び担当者が相互にチェックシートで業務の遂行状況を確認し遅延防止を図るほか、事務処理に係るマニュアルの活用等により、適切な会計事務執行に努めてまいります。</p>			
監査課所名	仙北地域振興局(建設部)	監査年月日	平成24年8月29日
<p>(指摘事項) 行政財産目的外使用許可に係る使用料について、会計事務処理の遅延により納入の通知を翌年度に行っており、秋田県行政財産使用料徴収条例で定める期限内に徴収できるよう手続きがなされていないものがあるため、今後は適切に処理をすること。</p> <p>(措置状況) 今後は、班長及び担当者が相互にチェックシートで業務の遂行状況を確認し遅延防止を図るほか、事務処理に係るマニュアルの活用等により、適切な会計事務執行に努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成24年9月4日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が69,386,314円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 平成23年度に新たに発生した未収金6,985,881円については、平成24年10月末までに、一部納付を含め741,717円を回収しております。 今後とも、貸付決定時に十分な指導及び審査を行うとともに、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。 また、過年度未収金69,386,314円については、平成24年10月末までに、一部納付を含め1,879,541円を回収しております。 今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局(建設部)	監査年月日	平成24年9月4日
<p>(指摘事項) 県営住宅使用料等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況) 今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金123,800円については、平成24年10月末までに27,800円を回収し、残り96,000円については公正証書を締結し分割弁済により回収に努めております。 また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話・文書・訪問・呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置(生活保護や多重債務整理等制度の紹介)を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。 工事前払金返還利息に係る未収金121,562円については、電話、文書による督促等を実施しているものの未</p>			

だ全額の回収に至っておりません。引き続き、電話、文書等による督促などを実施し回収に努めてまいります。

監査課所名	雄勝地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成24年8月30日
-------	----------------	-------	------------

（指摘事項）

心身障害者扶養共済加入者納付金に係る過年度未収金について、なお、153,000円の残額があり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

過年度未収金153,000円については、平成24年度において「未納額納入計画書」の提出を指導したことなどにより、平成24年10月末までに20,000円を回収しております。

今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収に努めてまいります。

監査課所名	北児童相談所	監査年月日	平成24年7月9日
-------	--------	-------	-----------

（指摘事項）

児童保護費等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金は、一部が回収されているものの、残額が14,284,150円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成23年度に新たに発生した未収金999,360円については、平成24年10月末までに74,800円を回収しております。また、過年度未収金については、年度更正処理した決算後の未収金額は14,296,150円ですが、平成24年10月末現在、一部納付を含め、33,450円を回収しております。

今後とも督促状の発出や、電話、家庭訪問による催告を行うなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めるとともに、債権の整理を進めてまいります。

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成24年7月11日
-------	---------	-------	------------

（指摘事項）

児童保護費等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金は、一部が回収されているものの、残額が34,979,856円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成23年度に新たに発生した未収金3,275,400円については、平成24年10月末までに461,610円を回収しております。また、過年度未収金34,979,856円については、平成24年10月末までに2,103,300円を回収しております。

今後とも、納入義務者に対して督促状の発出や文書による催告を行い、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めるとともに、債権整理を進めてまいります。

監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成24年7月9日
-------	--------	-------	-----------

（指摘事項）

児童保護費等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、児童保護費等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が10,108,034円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成23年度に新たに発生した未収金782,040円については、平成24年10月末までに、一部納付を含め、49,400円を回収しております。また、過年度未収金10,108,034円については、平成24年10月末までに、一部納付を含め、238,360円を回収しております。

今後とも、納入義務者に対して文書による督促や催告を行うほか、未納者を直接訪問して催告等を行い、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めるとともに、債権整理を進めてまいります。



(措置状況) 随意契約をすることができる金額について該当条項の適用を誤り、競争入札によらず、随意契約によって業務委託契約の手続きを行ったものであります。 今後は財務規則等に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	近代美術館	監査年月日	平成24年7月17日
(指摘事項) 行政財産目的外使用許可に係る使用料について、会計事務処理の遅延により納入の通知を翌年度に行っており、秋田県行政財産使用料徴収条例で定める期限内に徴収できるよう手続きがなされていないものがあるので、今後は適切に処理をすること。			
(措置状況) 行政財産の目的外使用許可に伴い、使用者が負担すべき電気料について、本来納入義務者に対して平成23年6月24日に納入通知すべきものを、事務処理の遅延により平成24年4月23日に納入通知し、5月10日に納入されたものであります。 今後はこのような遅延が生じないよう財務規則等に十分留意するとともに、適正な事務処理に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成25年1月25日

秋田県監査委員 小 田 美恵子  
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
秋公委会第1号  
平成24年11月22日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員長

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成24年10月30日付け監委-450で通知のあったみだしのこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成24年10月12日
(指摘事項) 放置違反金等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況) 放置違反金及び延滞金に係る未収金は、45件621,800円でありましたが、訪問や文書等により催促を行った結果、9件142,000円が納付されており、平成24年10月末現在で、36件479,800円となっております。 今後も、訪問や文書等による催促を継続するほか、任意納付に応じない者に対しては滞納処分を実施して未収金の早期徴収に努めるとともに、放置車両の使用者に対して車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度を周知徹底し、未収金の発生抑止に努めてまいります。			

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号  
電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）